

■事業目的

障がい者雇用や就労支援に積極的・先駆的に取り組む企業を大阪府障がい者サポートカンパニーとして登録し、その取り組みを広く周知することにより、障がい者雇用の気運の醸成と更なる拡大をめざす。

■経過

- ・平成21年度 前身事業である、「大阪府障がい者就労サポートカンパニー登録制度」(福祉部所管)がスタート。
 - ・平成26年度に現行の「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」に移行(就業促進課・支援教育課・自立支援課共管)
 - ・平成30年度より就労継続支援A型事業所(以下、就A)も登録対象として追加
- 経営改善に取り組む就Aを支援するため、登録好事例を広く周知し、適正な事業所運営の一助とすることを目的としたもの。

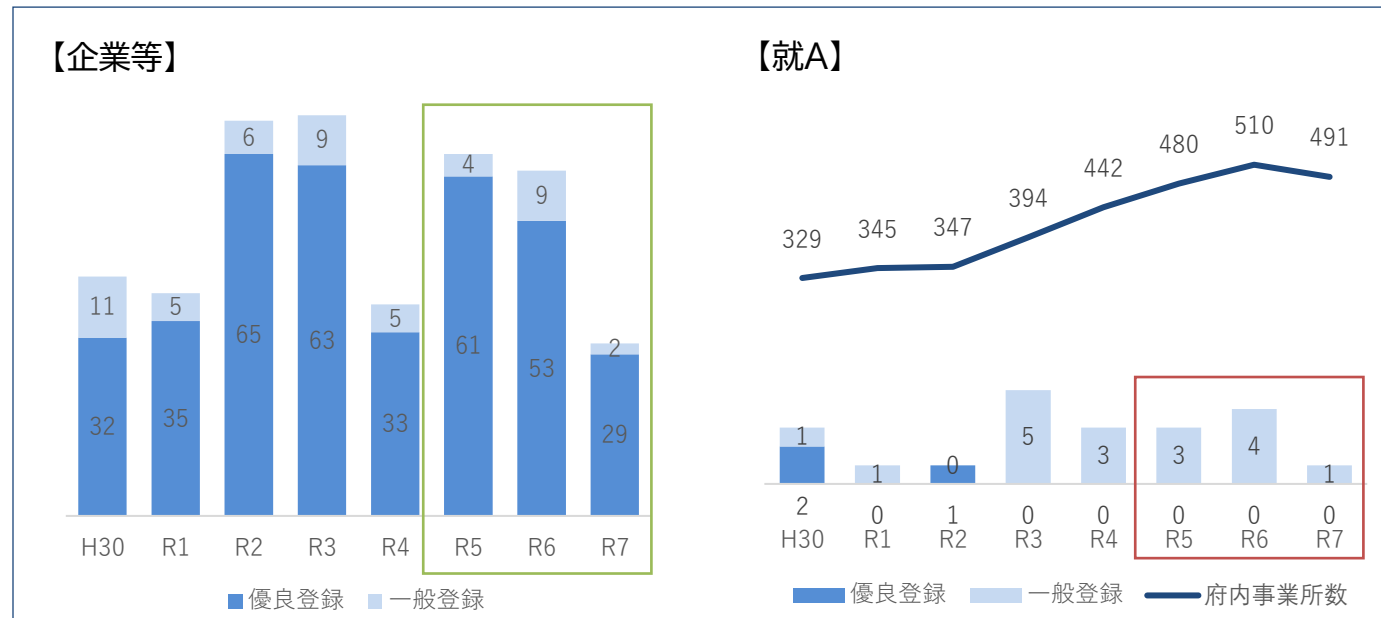
■実績 (登録の有効期限:登録日から起算して2年を経過した日以降における最初の3月31日まで)

現在の登録数

登録数		R7
企業	優良	143
	一般	15
就A	優良	0
	一般	8
計		166

特例子会社制度による登録(R7)
親会社3社 特例子会社24社

各年度の登録数



■登録のメリット

≪登録企業特典≫(一般及び優良登録対象)

- ロゴマークデータの活用
- 公契約等の加点対象になる場合あり
- 「サポカンの集い」への参加
- 大阪府ハートフル企業顕彰制度での加点対象
- サポカン・メルマガ等の受信

≪優良登録企業特典≫(優良登録対象)

- 大阪府制度融資の利用



大阪府障がい者サポートカンパニー制度 見直し内容

「大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領」、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録基準」について、環境変化を踏まえた見直し、取扱い明記のための追記及び文言修正を行う。

対象	主な改正内容	理由																				
登録基準	特例子会社制度等に該当する場合の登録基準の明記	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>法</th> <th>申請主体</th> <th>対象となる障がい者雇用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 特例子会社制度</td> <td>44条</td> <td>親事業主、特例子会社</td> <td>親事業主及び特例子会社の合算</td> </tr> <tr> <td>イ 関係会社特例</td> <td>45条</td> <td>親事業主、特例子会社 関係会社</td> <td>親事業主、特例子会社及び関係会社の合算 関係会社単体</td> </tr> <tr> <td>ウ 企業グループ算定特例 (関係子会社特例)</td> <td>45条の2</td> <td>親事業主、関係子会社</td> <td>申請主体の親事業主もしくは関係子会社単体</td> </tr> <tr> <td>エ 事業協同組合等算定特例</td> <td>45条の3</td> <td>事業協同組合等 特定事業主</td> <td>事業協同組合等及び特定事業主単体の合算 特定事業主単体</td> </tr> </tbody> </table>	項目	法	申請主体	対象となる障がい者雇用数	ア 特例子会社制度	44条	親事業主、特例子会社	親事業主及び特例子会社の合算	イ 関係会社特例	45条	親事業主、特例子会社 関係会社	親事業主、特例子会社及び関係会社の合算 関係会社単体	ウ 企業グループ算定特例 (関係子会社特例)	45条の2	親事業主、関係子会社	申請主体の親事業主もしくは関係子会社単体	エ 事業協同組合等算定特例	45条の3	事業協同組合等 特定事業主	事業協同組合等及び特定事業主単体の合算 特定事業主単体
	項目	法	申請主体	対象となる障がい者雇用数																		
	ア 特例子会社制度	44条	親事業主、特例子会社	親事業主及び特例子会社の合算																		
	イ 関係会社特例	45条	親事業主、特例子会社 関係会社	親事業主、特例子会社及び関係会社の合算 関係会社単体																		
	ウ 企業グループ算定特例 (関係子会社特例)	45条の2	親事業主、関係子会社	申請主体の親事業主もしくは関係子会社単体																		
エ 事業協同組合等算定特例	45条の3	事業協同組合等 特定事業主	事業協同組合等及び特定事業主単体の合算 特定事業主単体																			
障害者雇用状況報告義務のない事業者の登録要件の見直し	<p>【現状】 障がい者雇用数の要件を要せず、障がい者雇用等の施策への協力又は協力意思があれば登録可。</p> <p>【改正案】 登録…府障がい者雇用セミナー参加 優良登録…変更なし ※改正前に登録済の事業者は、当該登録期間満了まで登録有効</p>																					
就A事業所の登録制度の廃止 障害福祉サービス等事業者の要件整備	<p>【国】 就A利用者は、雇用契約あり、法定雇用障がい者数に算定可となっている。 一方、厚生労働省「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定)」では、「指定就労支援A型の利用者を除き、雇用率制度の対象障害者を1名以上雇用していること」としている。</p> <p>【経緯】 就Aの経営改善支援及び好事例発掘を目的に、就Aのサポートカンパニー登録要件をH30年より新設 登録数は低迷。H30導入後に就Aの報酬制度変更(スコア制度導入)、就Aの運営事例等の情報の増。→制度見直しが必要。</p> <p>【方針】 ①就A「事業所」としての登録制度廃止 今後、就Aには、就労支援力や経営力向上に関するセミナー・情報発信や、適正な事業所運営に向けた指導等を通じ、質向上に向けた支援を行う。 ②障害福祉サービス等「事業者」(法人)の登録要件整備 事業内容が「障がい福祉」であり、利用者募集のための事業PRとしての活用も想定されることから、一般企業と一部要件を変更。</p> <p>【改正案】指定障害福祉サービス事業及び指定障害児支援事業を運営する事業者の場合 登録:ア就A利用者以外で1名以上の雇用 イ法定雇用障がい者数充足 ウ指定後1年経過 エ行政処分等なし 優良登録:上記に加え、府施策への協力実績(障がい者実習受け入れ、障がい者施設への発注実績は要件から除外) ※改正前に登録済の事業者は、当該登録期間満了まで登録有効</p>																					
障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待に関する取扱いの明記	<p>・府として障がい者虐待防止は重要と考えており、虐待防止に係る要件を追記する。 「過去3年、虐待の事実が認められていないこと、また、過去に判断有の場合、対応終結日から3年以上が経過し、登録申請時点で事実が存在しないこと。」</p>																					
法定雇用障がい者数達成の時点の取扱いの明記	<p>・法定雇用障がい者数達成状況は、登録申請日の直前に国へ報告した各年の6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写しを提出することとしているが、6月1日時点は未達だったが、その後達成した場合、申請日時点の状況を当該報告書に準じた様式にて、提出できる旨を明記する。</p>																					
実施要領	<p>ロゴマークの取扱いの明記</p> <p>・ロゴマークの取扱いを明記する。 ・任意のサイズで使用でき、白黒使用も可。ただし、一部が欠けた状態での使用については認めない。</p>																					

参考:制度変更等

雇用率	●障がい者の法定雇用率の引き上げ	R6.4月:2.5% R8.7月:2.7% 障がい者雇用数、実雇用率ともに過去最高を更新(R7)
就A	<ul style="list-style-type: none"> ●スコア制度の導入(R3導入、R6改正) ●障害福祉サービス等情報公表制度(H30施行) ●就Aの好事例集(H30～) ●就労継続支援事業所指定・指導ガイドライン(R7) 	<p>生産活動収支改善と効果的な取組等がスコアで評価され、基本報酬に反映</p> <p>利用者がニーズに応じたサービスを選択するため事業内容公表</p> <p>厚生労働省HPIにて、全国の就Aの経営改善、生産活動の事例集等を公開</p> <p>厚生労働省が適切な事業所運営に向け、ガイドラインを発出</p>

大阪府障がい者サポートカンパニー制度 登録基準

■現行

	企業等		A型事業所
	障害者雇用状況報告書提出義務あり	提出義務なし	
登録	ア～キすべて ア 大阪府内に本社又は事業所を設置していること。 イ 法定障がい者雇用数が不足していないこと。 ウ 府の障がい者の雇用及び就労支援施策への協力又は協力意思があること。 エ 労働関係法規を遵守していること。 オ 障がい者福祉関係法規を遵守していること。 カ 大阪府暴力団排除条例該当者又は反社会的勢力と関係を有していないこと。 キ その他登録企業として適当でない事由が存在しないこと。	(ア、ウ～キすべて) 同左 イ 雇用数 要しない 以下同左	ア～コすべて ア 就労継続支援A型事業所として指定を受けていること。 イ 登録申請時点での利用者が2人以上いること。 ウ 大阪府が実施する障がい者の雇用及び就労支援施策への協力又は協力意思があること。 エ すべての利用者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。 オ 労働関係法規を遵守していること。 カ 障がい者福祉関係法規を遵守していること。 キ 大阪府が実施する「就労人数調査」を提出していること。 ク 指導権限を有する府又は市町村から、虐待等を理由とする指導を受けていないこと。 ケ 大阪府暴力団排除条例に該当する者又は反社会的勢力と関係を有していないこと。 コ その他登録事業所として適当でない事由が存在しないこと。
優良企業登録	登録要件満たし、ア～オのいずれか ア 障がい者の職場体験・実習の受け入れ イ 障がい者の就労施設等への物品又は役務の一定額以上の発注 ウ 大阪ハートフル基金との事業協定締結 エ 法定雇用数を超える障がい者の雇用 オ 府施策への協力	以下同左	登録要件、ア、イを満たし、ウ～オのいずれかに該当 ア 利用者の賃金のすべてを生産活動に係る事業収入のみで支払っている。 イ 開設後、1年以上経過していること。 ウ 登録申請前年度の定員数に対する一般就労者数の割合が10%以上であること。 エ 過去3年間で利用を開始した者の1年後事業所定着率が80%以上であること。 オ 過去2年間、すべての利用者に対し、最低賃金を上回る給与を支払っていること。

■改正案

	企業等		指定障害福祉サービス等事業者
	障害者雇用状況報告書提出義務あり	提出義務なし	
登録	(1)①、(2)～(8)すべて (1)①法定雇用障がい者数が不足していないこと。 <特例制度について追記> (2)大阪府内に本社又は事業所を設置していること。 (3)府の障がい者の雇用・就労支援施策への協力又は協力意思があること。 (4)労働関係法規を遵守していること。 (5)障がい者福祉関係法規を遵守していること。 (6)障がい者虐待の事実がない、有の場合終結から3年以上経過済であること。 (7)大阪府暴力団排除条例該当者又は反社会的勢力と関係を有していないこと。 (8)その他登録企業として適当でない事由が存在しないこと。	(1)②、(2)～(8)すべて (1)②府障がい者雇用セミナー受講 以下同左	(1)③、(2)～(8)すべて (1)③ ア 就A利用者以外で1名以上の雇用 イ 法定雇用障がい者数不足していないこと ウ 指定後1年以上経過 エ 行政処分等(勧告、命令、効力停止又は指定の取消し)なし 以下同左
優良企業登録	登録要件すべて満たし、かつ(1)～(5)のいずれか (変更なし) (1)法定雇用数を超える障がい者の雇用 (2)障がい者の職場体験・実習の受け入れ (3)障がい者の就労施設等への物品又は役務の一定額以上の発注 (4)大阪ハートフル基金との事業協定締結 (5)府施策への協力	登録要件の (2)～(8)を満たし、 かつ左記の(1)～(5) のいずれか (変更なし)	登録要件すべて満たし、かつ(4)、(5)のいずれか (4)大阪ハートフル基金との事業協定締結 (5)府施策への協力

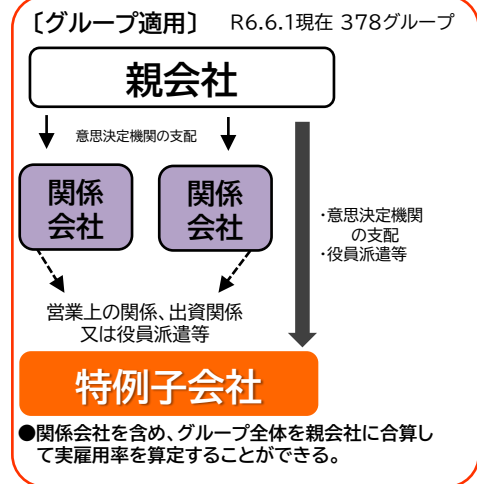
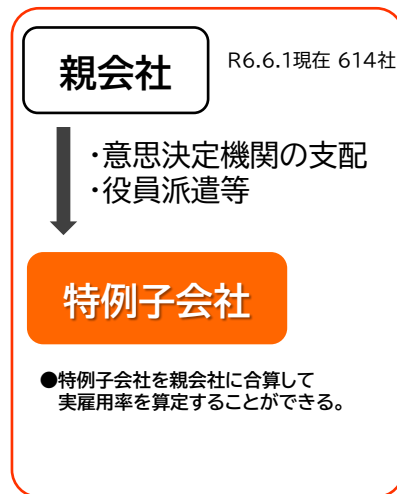
障がい者雇用率算定の特例制度

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。(障害者雇用促進法第43条第1項)
 民間企業の法定雇用率は2.5% (令和8年7月に2.7%) です。従業員を40人以上 (令和8年7月からは37.5人以上) 雇用している事業主は障がい者を1人以上雇用しなければなりません。

なお、障がい者の雇用の促進と安定を図るため、一定要件を満たすとして厚生労働大臣の認定を受けた場合に利用できる特例制度 (障がい者実雇用率算定の特例制度) がありますので、その概要をご紹介します。

特例子会社制度・関係会社特例制度

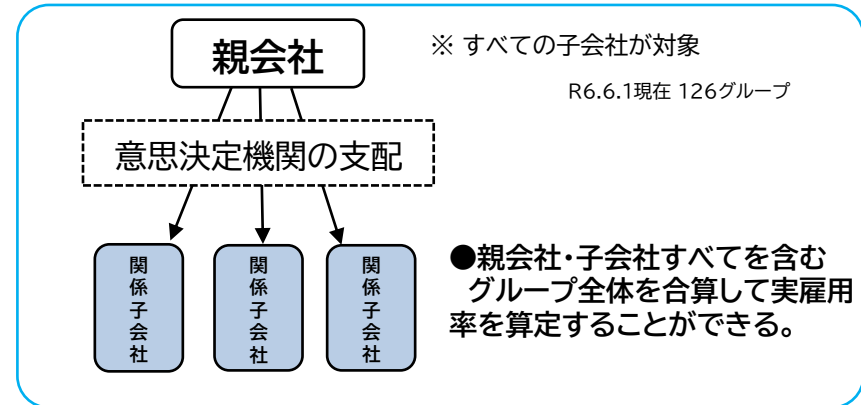
事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たすとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定することができます。(特例子会社制度) また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定が可能です。(グループ適用)



- 特例子会社の要件**
- ・株式会社であること
 - ・親会社との人的関係が緊密
 - ・雇用障がい者数が5人以上で全従業員に占める割合が20%以上
 また、雇用障がい者数に占める重度身体障がい者、知的障がい者・精神障がい者の割合が30%以上
 - ・障がい者の雇用管理を適正に行う能力を有している
 - ・障がい者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること
- ※親会社の要件: 当該子会社の意思決定機関(株主総会等)を支配していること など

企業グループ算定特例(関係子会社特例)

一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、**特例子会社がない場合**であっても、企業グループ全体で実雇用率の通算が可能です。



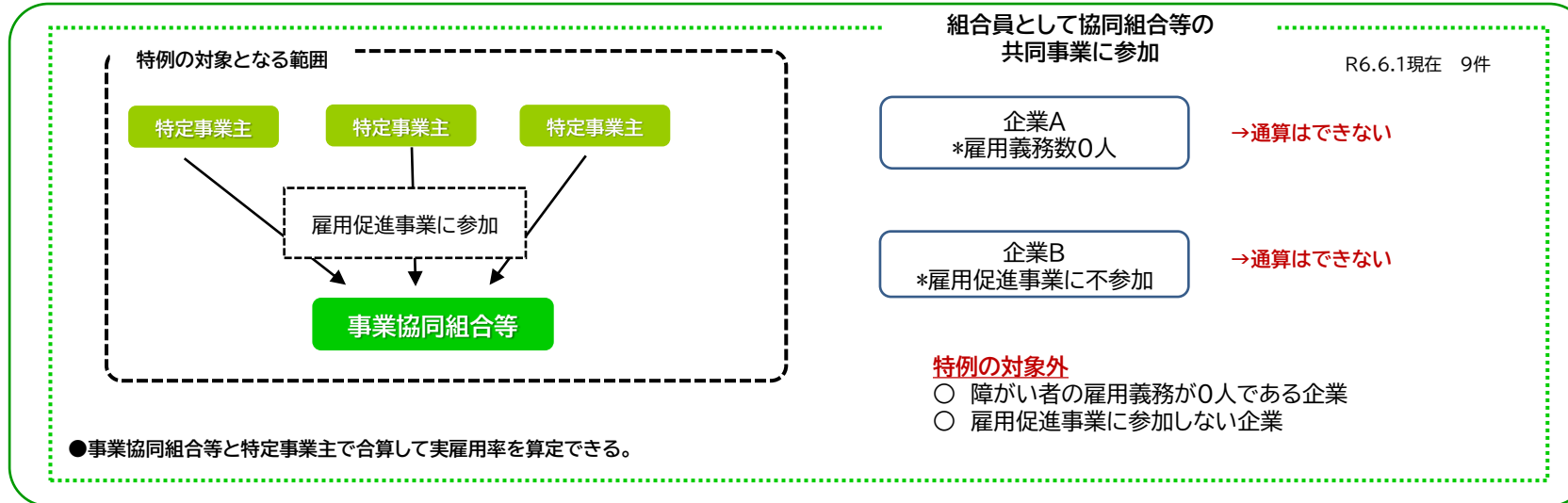
関係子会社の要件

- ・株式会社であること
- ・各子会社の規模に応じて、常用労働者数に1.2%を乗じた数(小数点以下切捨て)以上の障がい者を雇用していること。
 また、中小企業については以下にあるア～ウの障がい者を雇用していること
- ア 常用労働者数167人未満 要件なし
- イ 同 167人以上250人未満 1人
- ウ 同 250人以上300人以下 2人
- ・障がい者の適正な雇用管理ができると認められる (施設の改善、指導員の配置等) など

*企業グループ内の障がい者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること

事業協同組合等算定特例 (特定事業主特例)

中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣の認定を受けたものについて、**事業協同組合等(特定組合等)とその組合員である中小企業(特定事業主)で実雇用率の通算が可能**となります。



組合等の要件

- ・ 事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合、商店街振興組合、**有限責任事業組合(LLP)**
- ・ 雇用促進事業(組合等と特定事業主による障がい者雇用の促進・安定に関する事業)の実施計画の作成と計画の確実な達成が可能
- ・ 自ら1人以上の障がい者を雇用。また、雇用障がい者が常用労働者の20%超
- ・ 障がい者の適正な雇用管理ができると認められる(施設の改善、指導員の配置等)
- ・ **原則として、申請時点において、事業協同組合等および特定事業主全体で障害者雇用義務を果たしていること。(申請時点において障害者雇用義務を果たしていない場合には、実施計画に基づき、計画期間内に法定雇用率を確実に達成することができると認められること) など**

特定事業主の要件

- ・ 事業協同組合等の組合員
 - ・ 常用労働者数が40人以上
 - ・ 子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例または他の特定事業主特例の認定を受けておらず、当該認定に係る子会社、関係会社、関係子会社または特定事業主でないこと
 - ・ 事業協同組合等の行う事業と特定事業主の行う事業との人的又は営業上の関係が緊密(特定事業主からの役員派遣等)
 - ・ 規模に応じて障がい者を一定数雇用
- など